

入札監理小委員会の審議結果報告

「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」

環境省/水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査業務について、当該民間競争入札実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その結果(主な論点と対応)を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

○事業概要

①水質汚濁物質排出量総合調査(隔年)

34,000 事業場(水質汚濁防止法に定める特定施設を設置する工場又は事業場)を対象に事業場の概要、用水量・総排出量、排水濃度、有害物質の使用・製造状況等を郵送又はオンラインにてアンケート調査を実施。

②水質汚濁防止法等の施行状況調査(毎年)

158 自治体等(都道府県、水質汚濁防止法施行令に定める政令市、海上保安庁)を特定事業場数、自治体等の運用実績等を電子メールにてアンケート調査を実施。

○市場化テスト

本事業は3期目である。前事業の評価では、競争性の確保(1者応札)及びアンケート回収率の向上(目標80%のところ、平成25年度は82.2%であった一方、平成27年度は73.4%と目標を下回った。)が課題として指摘された。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【評価①】

競争性の確保

【対応①】

○「説明会から書類提出までの期間」の延長(実施要項9頁)

民間事業者の検討期間を確保するため、上記期間を従前の1ヶ月弱から、半月～1ヶ月程度長く確保。

○加点項目中「ア 事業資格・実績」について以下の点を緩和(実施要項10頁)

水質関係第1種公害防止管理者→(種類を問わず)水質関係公害防止管理者に変更

【評価②】

回収率の向上について

【対応②】

○「産業分類」「代表特定施設」別の回収率の集計の実施(実施要項4頁)

「産業分類」「代表特定施設」別の回収率について整理することにより、特に回収率の低い「産業分類」や「代表特定施設」を明らかにし、集中的に督促することにより回収率の向上を図る。

○問合せに係る「設備」及び「対応人員」の充実(実施要項4頁)

調査票の記入に係る疑義等の対応の充実させることにより、質の向上と回収を向上させる。

3. 実施要項（案）の審議結果について

【主な論点と対応】

○加点項目中「ア 事業資格・実績」について（実施要項11／18頁）

原案では「統計関係（自然科学分野）に精通した主たる従事者がいるか」としていたところ、「自然科学分野」の専門的知見を有する者の確保は困難であり、委託業務の内容からも専門分野を限定する必要はないのではないかとして、「統計関係に精通した主たる従事者がいるか」に修正。

○従来の実施状況について（実施要項22頁）

委託業務として、アンケートをオンラインまたは郵送で受け付け、郵送された場合は回答をデータに入力する作業が含まれているところ、入札参加者に業務量を明示するため、回収実績（オンライン／郵送の件数）を明示すべきとして、従来の実施状況に詳細な回収実績を追記。

4. パブリック・コメントの結果について

平成28年10月28日から同年11月10日の間の意見募集の結果、1者から12件の意見があった。提出意見を踏まえ、所要の表現の適正化を行った。

以 上